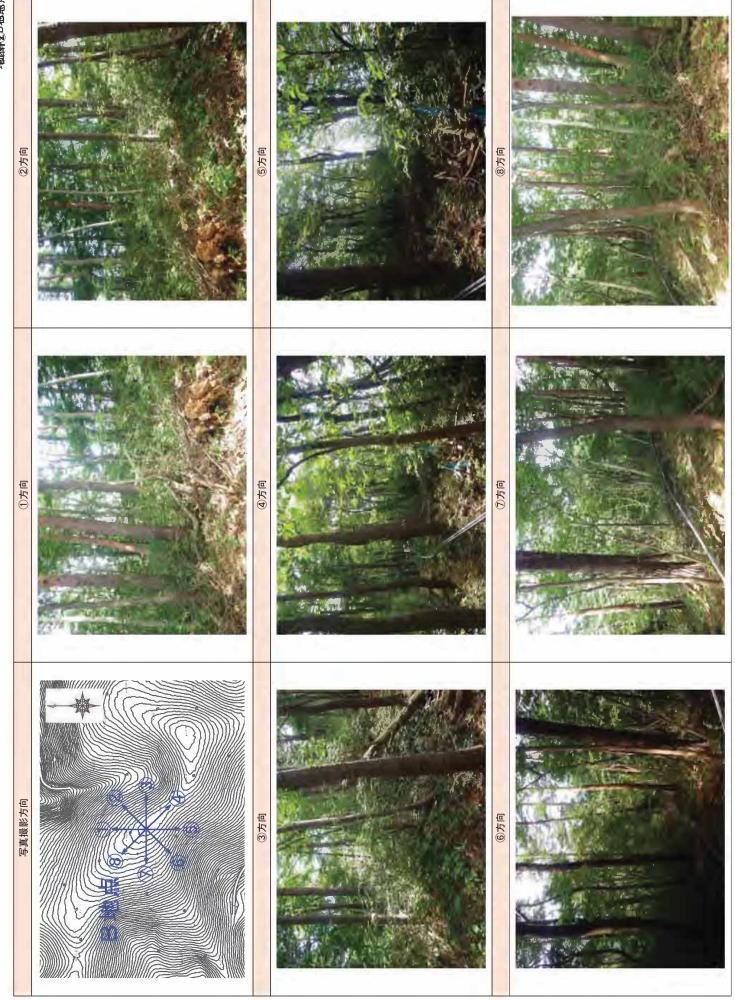


45 ページ



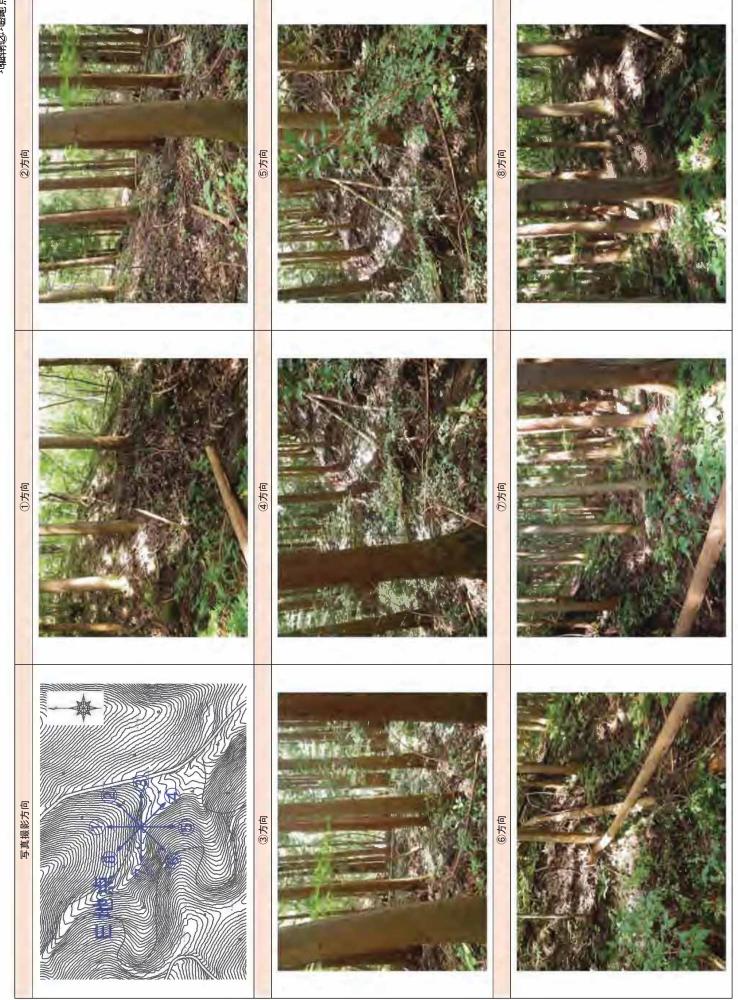
46 ページ



47 ページ



48 ページ



49 ページ

## 林地開発許可審査調書

申	請す	者 信	主所	東京都墨田	区緑二丁	18番8-	602号						
l		В	£ 名				所2号 代	表社員 -	一般社団活	去人 地夫	前生太陽光	光発電所2	
_				号 職務執行者 東海林 秀樹									
開		場 ——		宮城県伊具	郡丸森町	井野字一ツ	森13番 外3字29筆 						
関	係	林 /	<b>小</b> 班	$334$ 林班イ $1\sim17$ , $12\sim27$ , $335$ 林班 $12\sim20$ , $12\sim20$ , $12\sim21$ , $12\sim20$ , $12\sim21$ , $12\sim20$ , $12\sim$									
開	発	目	的	太陽光発電	前の建設		開	発 事	業	名	_	-	
森	林	率	<b>率 等</b> 48.96% 残置森林率			(40.21%)	1%) 法令等で定められている森林率等				25% (-%)		
				事 業	区域	面 積	面 積 54.5149 ha			森林経営計画 有 無			
面	5		積	開発をしよ	こうとするネ	床林面積	54.1617 ha				公益的機能別施業森林名		
				開発行為に係る森林面積 29.3157 ha						該当なし			
	用地の現			地域森林計			域森林計画対象外民有林						
				画 対象民有林 対象外森村		畑					計	比率(%)	
ı		転用後の用途 パネル設置		17.8210							17.8210	32.69	
	法面等			2.0427							2.0427	3.75	
	_			5.0356							5.0356	9.24	
	進入路			0.9591							0.9591	1.76	
用	防災調	整池		1.8152	0.0566	0.1798					2.0516	3.76	
途	造成森	造成森林		1.6421	0.0053	0.0254					1.6728	3.07	
~=	小計			29.3157	0.0619	0.2052	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	29.5828	54.27	
面	その他森林				0.0635	0.0226					0.0861	0.16	
積				3.0671							3.0671	5.63	
	残置森林(16年生以上			21.7789							21.7789	39.95	
	小計			24.8460	0.0635	0.0226	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	24.9321	45.73	
		計		54.1617	0.1254	0.2278	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	54.5149	100.00	
現				スギ(8%), アカマツ(15%), クヌギ(7%), その他広葉樹(70%)									
	林齢・生育状		张 況	スギ53~65年生, アカ		マツ48~80年生, クヌギ33~65年生, その他広							
況	傾 斜			27度		地 質 白亜紀 土 壌					褐色森林土壌 細粒灰色低地土壌		
	巻行為に対する 係 者 の 意 見		受 益 者 なし。										
関			意 見	市田	<b>町</b> 村 意見有り(令和3年2月4日付け丸農第736号)								
他	・防災調整池設置指導要綱に係る協議(県河川課 令和3年1月25日協議)・県大規模開発指導要綱に係る協議(県自然保護課 協議中)・環境と再生可能エネルギー発電施設整備設置事業との調和に関する条例(丸森町 令和3年1月28日回答)・開発行為に関する事前協議(丸森町 協議中)・道路法に係る進入路の接続協議(丸森町 協議中)・土壌汚染対策法に係る届出(県仙南保健所 協議中)												
L	I			事業についての認可状況 ・再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定(経済産業省 令和2年12月9日認定) ・系統連系接続契約の名義変更(東北電力㈱ 平成30年12月25日締結)									
фп.				設計図書-有 資金計画-有 信用状況-有 施工業者-他社									
1	森林を使用できる権利(面積割合)			所 有 権 地 上 権 使用承諾 賃貸契約 その他( ) 地 上 権 地 役 権 抵 当 権 根抵当権 その他( ) 該当なし									
的事	そ の 他		手続きの状況	地上権	地役権	抵 当 権 根抵当権 その他( ) 該当なし 必要最小限度の面積と認められる							
事項				最 小 限 度全体計画								7	
<sup>垻</sup> の			Hh	王 14 計   四		当該開発計画が全体計画である問題なし							
密			اكار	周辺森林施業		問題なし							
● 査				残置又は造成			´ 開発後とも	に由語者	が管理を	<u>行</u> う			
II.			7	ベルへら足が	A4M-1-1.47 E 4		州光板と		~ 日本で	11 /0			

1 災	土		Ē.	事	â	不適	切盛土量について、残土については場内に敷き均しを行う計画であり、また、盛土を実施する場合には、段切工を施工し、盛土と現地盤の密着を図り、沢部には暗渠工を実施する計画であるため、土工事については、適当であると認められる。		
害防止	法	面	I	事	<b>@</b>	不適	切土法面勾配は1:1.0~2.0,盛土法面勾配は1:2.0で法面を造成する計画であり、切盛土ともに4.3m毎に小段を設置し、高さ12.9m毎に設置する3.0m幅の小段には排水路を設置しする。また、施工に合わせて厚層基材又は種子吹付を行い法面緑化を実施する計画であることから、法面工事については、適当であると認められる。		
ェの	防	災	ェ	事	·····································	不適	場内の雨水は、可能な限り排水路により防災調整池に導入される計画であり、調整池の規模は適切である。また、工事中の防災対策も検討されていることから、防災工事は適当であると認められる。		
審查	流	末	処	理	<b>(a)</b>	不適	場外に排出される雨水の流末処理は適切であり、放流先である関係者との協議を行っていることから、流末処理は適当であると認められる。		
	水	の依	存状	況	匍	無	飲料水使用住宅 256戸(耕野地区内)		
2 水の確保上の審査	確	要 7 保 め 0	す	る	<b>®</b>	不適	切土法面部は、厚層基材吹付(t=3cm以上)による植生緑化を行うことにより、法面保護と植物の生育基盤を形成して保水性を維持する。また、植生土嚢による筋工を併設して表面水の流下速度を減勢させ、地中浸透を助長する。 平場部は、木材チップ(平場部 抜根材利用t≒20cm)の敷設により表面乾燥防止と保水性を高める。また、切土平場部には素掘孔(砕石充填)を適宜設け、地中浸透を助長する。 盛土部の浸透水による崩壊防止のため、縦暗渠排水により浸透水を速やかに地下に導水し地中浸透を助長する。 飲料水使用住宅にある井戸に異変が起こった場合は、給水車の手配や、新たな井戸を設置するなど、必要水量を確保する措置を講じるなど適当と認められる。		
	水防た	質 』 めの		化の置	<b>@</b>	不適	場内水は完成後,防災調整池を経由して,事業区域外へ放流する計画となっており,また,工事中の対策も検討されているため,水質悪化防止対策は適当と認められる。		
3 環	森	林率	と配	,置	<b>®</b>	不適	森林率25%以上かつ事業地の周辺部に残置森林等を配置する計画であり、適当と認められる。		
境保全上	植	音・料生 供する	呆 全	15	<u>@</u>	不適	低騒音車使用や低速走行の徹底等の騒音対策,場内や搬入ルートの清掃と散水等の粉じん対策,造成森林の樹種は,計画地周辺に育成し,購入可能な樹種の中で在来種を選定する等の植生保全対策が計画されており,適当であると認められる。		
審査	景の	観系	推 持 记	上慮	<u></u>	不適	事業地の周辺部に幅30m以上の残置森林や造成森林を配置するなど,周辺部の景観維持に努めており,適当であると認められる。		
4	エ	事 0	)エ	程	Ò	不適	防災工事を先行する計画であり、適当であると認められる。		
総	£	<u> </u>	判	定		付許可許 可	以上の審査結果,森林法第10条の2第2項の各号に掲げるいずれに も該当しないものと認められるため,許可が適当と認められる。		
処 現 調 調	審査者 職氏名即 処 理 期 間現地調査年月日調査者職氏名即 調査者職氏名即 聴取及び現地立ち会い人				環境生活部 自然保護課 みどり保全班 奥平 直入 印令和2年3月18日 ~ 令和 年 月 日令和2年11月11日 自然保護課 みどり保全班 技術補佐 勝呂元, 技師 奥平直人, 主事 阿久津魁脩 自然保護班 技術主査 市村 康裕 大河原地方振興事務所 林業振興部 森林管理班 技術主査 木村 茂也 申請者:				
審添	審 査 調 書添 付 書 類				林地開発許可申請書等チェックリスト   51 ページ				